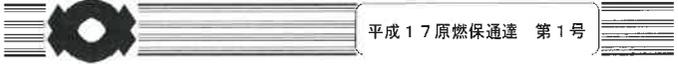
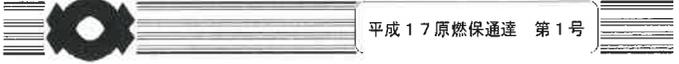


美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

2022年6月

関西電力株式会社

美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

現 行	変 更 後	備 考
 <p>平成17原燃保通達 第1号</p> <p>美浜発電所計量管理規定</p> <p>平成17年 7月20日 制 定 2021年 6月25日 5次改正</p> <hr/> <p>関西電力株式会社</p>	 <p>平成17原燃保通達 第1号</p> <p>美浜発電所計量管理規定</p> <p>平成17年 7月20日 制 定 2022年 月 日 6次改正</p> <hr/> <p>関西電力株式会社</p>	<p>改正に伴う変更</p>

美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

現 行	変 更 後	備 考																
<p>【美浜発電所計量管理規定】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制 定、改 正 年 月 日</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年6月17日 8次改正 (平成15年6月17日変更認可) 平成17年7月24日 廃 止</td> <td>認可番号 15 諸文科科 第1500号 6 若支運燃支達 第1号-8 6 若支運燃支達 第1号-9</td> </tr> <tr> <td>平成17年7月20日 制 定 (平成17年7月19日変更認可) 平成18年12月25日 1次改正 (平成18年12月25日変更認可) 平成20年6月26日 2次改正 (平成20年6月26日変更認可) 平成20年10月17日 3次改正 (平成20年10月17日変更認可) 平成27年3月27日 4次改正 (平成27年3月27日変更認可) 2021年6月25日 5次改正 (2021年6月25日変更認可)</td> <td>認可番号 17 諸文科科 第1483号 17 原燃保通達 第1号 認可番号 18 諸文科科 第3258号 17 原燃保通達 第1号-1 認可番号 20 諸文科科 第1721号 17 原燃保通達 第1号-2 認可番号 20 諸文科科 第3047号 17 原燃保通達 第1号-3 認可番号 原規放発第15032721号 平成17 原燃保通達 第1号-4 認可番号 原規放発第2106256号 平成17 原燃保通達 第1号-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	制 定、改 正 年 月 日	備 考	平成15年6月17日 8次改正 (平成15年6月17日変更認可) 平成17年7月24日 廃 止	認可番号 15 諸文科科 第1500号 6 若支運燃支達 第1号-8 6 若支運燃支達 第1号-9	平成17年7月20日 制 定 (平成17年7月19日変更認可) 平成18年12月25日 1次改正 (平成18年12月25日変更認可) 平成20年6月26日 2次改正 (平成20年6月26日変更認可) 平成20年10月17日 3次改正 (平成20年10月17日変更認可) 平成27年3月27日 4次改正 (平成27年3月27日変更認可) 2021年6月25日 5次改正 (2021年6月25日変更認可)	認可番号 17 諸文科科 第1483号 17 原燃保通達 第1号 認可番号 18 諸文科科 第3258号 17 原燃保通達 第1号-1 認可番号 20 諸文科科 第1721号 17 原燃保通達 第1号-2 認可番号 20 諸文科科 第3047号 17 原燃保通達 第1号-3 認可番号 原規放発第15032721号 平成17 原燃保通達 第1号-4 認可番号 原規放発第2106256号 平成17 原燃保通達 第1号-5			<p>【美浜発電所計量管理規定】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制 定、改 正 年 月 日</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年6月17日 8次改正 (平成15年6月17日変更認可) 平成17年7月24日 廃 止</td> <td>認可番号 15 諸文科科 第1500号 6 若支運燃支達 第1号-8 6 若支運燃支達 第1号-9</td> </tr> <tr> <td>平成17年7月20日 制 定 (平成17年7月19日変更認可) 平成18年12月25日 1次改正 (平成18年12月25日変更認可) 平成20年6月26日 2次改正 (平成20年6月26日変更認可) 平成20年10月17日 3次改正 (平成20年10月17日変更認可) 平成27年3月27日 4次改正 (平成27年3月27日変更認可) 2021年6月25日 5次改正 (2021年6月25日変更認可)</td> <td>認可番号 17 諸文科科 第1483号 17 原燃保通達 第1号 認可番号 18 諸文科科 第3258号 17 原燃保通達 第1号-1 認可番号 20 諸文科科 第1721号 17 原燃保通達 第1号-2 認可番号 20 諸文科科 第3047号 17 原燃保通達 第1号-3 認可番号 原規放発第15032721号 平成17 原燃保通達 第1号-4 認可番号 原規放発第2106256号 平成17 原燃保通達 第1号-5</td> </tr> <tr> <td>2022年 月 日 次改正 (2022年 月 日変更認可)</td> <td>認可番号 原規放発第 号 平成17 原燃保通達 第 号-</td> </tr> </tbody> </table>	制 定、改 正 年 月 日	備 考	平成15年6月17日 8次改正 (平成15年6月17日変更認可) 平成17年7月24日 廃 止	認可番号 15 諸文科科 第1500号 6 若支運燃支達 第1号-8 6 若支運燃支達 第1号-9	平成17年7月20日 制 定 (平成17年7月19日変更認可) 平成18年12月25日 1次改正 (平成18年12月25日変更認可) 平成20年6月26日 2次改正 (平成20年6月26日変更認可) 平成20年10月17日 3次改正 (平成20年10月17日変更認可) 平成27年3月27日 4次改正 (平成27年3月27日変更認可) 2021年6月25日 5次改正 (2021年6月25日変更認可)	認可番号 17 諸文科科 第1483号 17 原燃保通達 第1号 認可番号 18 諸文科科 第3258号 17 原燃保通達 第1号-1 認可番号 20 諸文科科 第1721号 17 原燃保通達 第1号-2 認可番号 20 諸文科科 第3047号 17 原燃保通達 第1号-3 認可番号 原規放発第15032721号 平成17 原燃保通達 第1号-4 認可番号 原規放発第2106256号 平成17 原燃保通達 第1号-5	2022年 月 日 次改正 (2022年 月 日変更認可)	認可番号 原規放発第 号 平成17 原燃保通達 第 号-	<p>改正履歴の追加</p>
制 定、改 正 年 月 日	備 考																	
平成15年6月17日 8次改正 (平成15年6月17日変更認可) 平成17年7月24日 廃 止	認可番号 15 諸文科科 第1500号 6 若支運燃支達 第1号-8 6 若支運燃支達 第1号-9																	
平成17年7月20日 制 定 (平成17年7月19日変更認可) 平成18年12月25日 1次改正 (平成18年12月25日変更認可) 平成20年6月26日 2次改正 (平成20年6月26日変更認可) 平成20年10月17日 3次改正 (平成20年10月17日変更認可) 平成27年3月27日 4次改正 (平成27年3月27日変更認可) 2021年6月25日 5次改正 (2021年6月25日変更認可)	認可番号 17 諸文科科 第1483号 17 原燃保通達 第1号 認可番号 18 諸文科科 第3258号 17 原燃保通達 第1号-1 認可番号 20 諸文科科 第1721号 17 原燃保通達 第1号-2 認可番号 20 諸文科科 第3047号 17 原燃保通達 第1号-3 認可番号 原規放発第15032721号 平成17 原燃保通達 第1号-4 認可番号 原規放発第2106256号 平成17 原燃保通達 第1号-5																	
制 定、改 正 年 月 日	備 考																	
平成15年6月17日 8次改正 (平成15年6月17日変更認可) 平成17年7月24日 廃 止	認可番号 15 諸文科科 第1500号 6 若支運燃支達 第1号-8 6 若支運燃支達 第1号-9																	
平成17年7月20日 制 定 (平成17年7月19日変更認可) 平成18年12月25日 1次改正 (平成18年12月25日変更認可) 平成20年6月26日 2次改正 (平成20年6月26日変更認可) 平成20年10月17日 3次改正 (平成20年10月17日変更認可) 平成27年3月27日 4次改正 (平成27年3月27日変更認可) 2021年6月25日 5次改正 (2021年6月25日変更認可)	認可番号 17 諸文科科 第1483号 17 原燃保通達 第1号 認可番号 18 諸文科科 第3258号 17 原燃保通達 第1号-1 認可番号 20 諸文科科 第1721号 17 原燃保通達 第1号-2 認可番号 20 諸文科科 第3047号 17 原燃保通達 第1号-3 認可番号 原規放発第15032721号 平成17 原燃保通達 第1号-4 認可番号 原規放発第2106256号 平成17 原燃保通達 第1号-5																	
2022年 月 日 次改正 (2022年 月 日変更認可)	認可番号 原規放発第 号 平成17 原燃保通達 第 号-																	

美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

現 行	変 更 後	備 考
<p>附 則 47</p> <p>第 1 条 施行期日 47</p> <p>第 2 条 <u>燃料の照射後試験のために燃料集合体から燃料棒を引抜く</u> 場合の特例 47</p> <p>第 3 条 輸送中の燃料集合体を他発電所にて仮置きする場合の特例 ... 47</p> <p style="text-align: center;">目・6</p>	<p>附 則 47</p> <p>第 1 条 施行期日 47</p> <p>第 2 条 <u>燃料のパッチを組替える必要がある場合の特例</u> 47</p> <p>第 3 条 輸送中の燃料集合体を他発電所にて仮置き場合の特例 ... 47</p> <p style="text-align: center;">目・6</p>	<p>美浜1号炉破損燃料(W M1C34Y)のサンプル輸 送による記載の適正化</p>

美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

現 行	変 更 後	備 考
<p>第 III 編 使用の許可を受けた核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第 1 章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第 52 条 法律第 5 2 条第 1 項の許可を受けた核燃料物質（以下この編において「核燃料物質」という。）の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。</p> <p>2. 計量管理責任者は、原子燃料課長とする。</p> <p>3. 計量管理責任者が疾病その他やむを得ない事由により職務を遂行できない場合は、代行者がその職務を遂行する。なお、代行者は、あらかじめ原子力発電部門統括が指定した職位とする。</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第 53 条 発電所における計量管理に関する組織は、別表第 2 に定めるとおりとする。</p> <p>(職 務)</p> <p>第 54 条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。また、副所長及び運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) 計量管理責任者は、所管する中性子源（使用の許可を受けた核燃料物質を使用するものに限る（以下「中性子源」という。）」の受入れ、取扱い、保管、貯蔵及び払出しに関する業務を行うものとする。</p> <p>(4) <u>計装係課長</u>は、所管する中性子束検出器（使用の許可を受けた核燃料物質を使用するものに限る（以下「中性子束検出器」という。）」の受入れ、取扱い、保管、貯蔵及び払出しに関する業務を行うものとする。</p>	<p>第 III 編 使用の許可を受けた核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第 1 章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第 52 条 法律第 5 2 条第 1 項の許可を受けた核燃料物質（以下この編において「核燃料物質」という。）の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。</p> <p>2. 計量管理責任者は、原子燃料課長とする。</p> <p>3. 計量管理責任者が疾病その他やむを得ない事由により職務を遂行できない場合は、代行者がその職務を遂行する。なお、代行者は、あらかじめ原子力発電部門統括が指定した職位とする。</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第 53 条 発電所における計量管理に関する組織は、別表第 2 に定めるとおりとする。</p> <p>(職 務)</p> <p>第 54 条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。また、副所長及び運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) 計量管理責任者は、所管する中性子源（使用の許可を受けた核燃料物質を使用するものに限る（以下「中性子源」という。）」の受入れ、取扱い、保管、貯蔵及び払出しに関する業務を行うものとする。</p> <p>(4) <u>電気係課長</u>は、所管する中性子束検出器（使用の許可を受けた核燃料物質を使用するものに限る（以下「中性子束検出器」という。）」の受入れ、取扱い、保管、貯蔵及び払出しに関する業務を行うものとする。</p>	<p>組織改正に伴う変更 (原子力発電所の保修 関係組織の統合)</p>

美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

現 行	変 更 後	備 考
<p>なお、放射線管理課長は、保管廃棄となった中性子束検出器の取扱い、保管及び貯蔵に関する業務を行うものとする。</p> <p>(5) <u>原子炉保修課長</u>は、所管する原子炉容器サーベイランス用試験カプセル（以下「試験片」という。）の受入れ、取扱い、保管、貯蔵及び払出しに関する業務を行うものとする。</p> <p>(6) 原子力事業本部燃料保全グループチーフマネジャーは、核燃料物質の計量管理に関する業務について、計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p>	<p>なお、放射線管理課長は、保管廃棄となった中性子束検出器の取扱い、保管及び貯蔵に関する業務を行うものとする。</p> <p>(5) <u>機械保修課長</u>は、所管する原子炉容器サーベイランス用試験カプセル（以下「試験片」という。）の受入れ、取扱い、保管、貯蔵及び払出しに関する業務を行うものとする。</p> <p>(6) 原子力事業本部燃料保全グループチーフマネジャーは、核燃料物質の計量管理に関する業務について、計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p>	<p>組織改正に伴う変更 (原子力発電所の保修 関係組織の統合)</p>

美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

現 行	変 更 後	備 考
<p>(払出し手続)</p> <p>第 64 条 計量管理責任者は、中性子源をMBAから払出す場合は、MBAからの中性子源の搬出が完了した時点をもって払出しが行われるものとし、当該核燃料物質に関する記録に基づき、核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行うものとする。</p> <p>2. 計装係課長は、中性子束検出器をMBAから払出す場合は、MBAからの中性子束検出器の搬出が完了した時点をもって払出しが行われるものとし、当該核燃料物質に関する記録に基づき、核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行い、計量管理責任者に通知するものとする。</p> <p>3. 原子炉係課長は、試験片をMBAから払出す場合は、MBAからの試験片の搬出が完了した時点をもって払出しが行われるものとし、当該核燃料物質に関する記録に基づき、核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行い、計量管理責任者に通知するものとする。</p> <p>4. 計量管理責任者、計装係課長及び原子炉係課長は、第1項、第2項及び第3項の確認等に基づき、所管する当該核燃料物質についての核燃料物質移動通知書を作成するとともに、払出し先に通知するものとする。</p> <p>5. 前項の規定にかかわらず、海外へ核燃料物質を払出す場合は、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書にかえることができるものとする。</p> <p>6. 計量管理責任者は、核燃料物質を払出す場合は、保障措置の免除を行った核燃料物質については保障措置の再適用を行うものとする。</p> <p>7. 計量管理責任者は、第1項の確認、第2項の通知又は第3項の通知に基づき、第8章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>8. 核燃料物質移動通知書には、次に定める事項を含むものとする。</p> <p>(1) 払出し先の事業者名、所在地</p> <p>(2) 受取り責任者名</p> <p>(3) 核燃料物質のバッチ符号、種類、数量及び供給当事国別管理区分</p>	<p>(払出し手続)</p> <p>第 64 条 計量管理責任者は、中性子源をMBAから払出す場合は、MBAからの中性子源の搬出が完了した時点をもって払出しが行われるものとし、当該核燃料物質に関する記録に基づき、核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行うものとする。</p> <p>2. 電気係課長は、中性子束検出器をMBAから払出す場合は、MBAからの中性子束検出器の搬出が完了した時点をもって払出しが行われるものとし、当該核燃料物質に関する記録に基づき、核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行い、計量管理責任者に通知するものとする。</p> <p>3. 機械係課長は、試験片をMBAから払出す場合は、MBAからの試験片の搬出が完了した時点をもって払出しが行われるものとし、当該核燃料物質に関する記録に基づき、核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行い、計量管理責任者に通知するものとする。</p> <p>4. 計量管理責任者、電気係課長及び機械係課長は、第1項、第2項及び第3項の確認等に基づき、所管する当該核燃料物質についての核燃料物質移動通知書を作成するとともに、払出し先に通知するものとする。</p> <p>5. 前項の規定にかかわらず、海外へ核燃料物質を払出す場合は、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書にかえることができるものとする。</p> <p>6. 計量管理責任者は、核燃料物質を払出す場合は、保障措置の免除を行った核燃料物質については保障措置の再適用を行うものとする。</p> <p>7. 計量管理責任者は、第1項の確認、第2項の通知又は第3項の通知に基づき、第8章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>8. 核燃料物質移動通知書には、次に定める事項を含むものとする。</p> <p>(1) 払出し先の事業者名、所在地</p> <p>(2) 受取り責任者名</p> <p>(3) 核燃料物質のバッチ符号、種類、数量及び供給当事国別管理区分</p>	<p>組織改正に伴う変更 (原子力発電所の保修 関係組織の統合)</p>

美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

現 行	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 IV 編 設備等に関する計量管理</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第 79 条 別表第 8 に定める設備等の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。</p> <p>2. 計量管理責任者は、原子燃料課長とする。</p> <p>3. 計量管理責任者が疾病その他やむを得ない事由により職務を遂行できない場合は、代行者がその職務を遂行する。なお、代行者は、あらかじめ原子力発電部門統括が指定した職位とする。</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第 80 条 発電所における計量管理に関する組織は、別表第 2 に定めるとおりとする。</p> <p>(職 務)</p> <p>第 81 条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。また、副所長及び運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、設備等の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) 電気係修課長は、所管する制御棒駆動機構の受入れ、保管、使用及び払出しに関する業務を行うものとする。なお、<u>原子炉係修課長</u>は、保管廃棄となった制御棒駆動機構の保管に関する業務を行うものとする。</p> <p>(4) <u>原子炉係修課長</u>は、所管する原子炉圧力容器及び原子炉一次冷却材ポンプの受入れ、保管、使用及び払出しに関する業務を行うものとする。</p> <p>(5) <u>原子力事業本部燃料保全グループチーフマネジャー</u>は、設備等の計量管理に関する業務について、計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 IV 編 設備等に関する計量管理</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第 79 条 別表第 8 に定める設備等の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。</p> <p>2. 計量管理責任者は、原子燃料課長とする。</p> <p>3. 計量管理責任者が疾病その他やむを得ない事由により職務を遂行できない場合は、代行者がその職務を遂行する。なお、代行者は、あらかじめ原子力発電部門統括が指定した職位とする。</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第 80 条 発電所における計量管理に関する組織は、別表第 2 に定めるとおりとする。</p> <p>(職 務)</p> <p>第 81 条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。また、副所長及び運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、設備等の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) 電気係修課長は、所管する制御棒駆動機構の受入れ、保管、使用及び払出しに関する業務を行うものとする。なお、<u>機械係修課長</u>は、保管廃棄となった制御棒駆動機構の保管に関する業務を行うものとする。</p> <p>(4) <u>機械係修課長</u>は、所管する原子炉圧力容器及び原子炉一次冷却材ポンプの受入れ、保管、使用及び払出しに関する業務を行うものとする。</p> <p>(5) <u>原子力事業本部燃料保全グループチーフマネジャー</u>は、設備等の計量管理に関する業務について、計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">組 織 改 正 に 伴 う 変 更 (原子力発電所の係修 関係組織の統合)</p> <p style="text-align: center;">イ ン デ ント の 修 正 (記載の適正化)</p>

美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

現 行	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 4 章 計 量 管 理 手 続</p> <p>(受入れ手続)</p> <p>第 88 条 電気保修課長及び原子炉保修課長は、設備等を各 A C A へ受入れる場合は、各 A C A への設備等の搬入が完了した時点をもって受入れが行われるものとし、所管設備について払出し者が発行した設備等に関する送り状等に基づき、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行い、計量管理責任者に通知するものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合は、当該設備等を保管として扱うものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、第 1 項の通知を受けた場合は、第 5 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(使用の開始の手続)</p> <p>第 89 条 計量管理責任者は、設備等が関与している原子炉において、当該設備等が核燃料物質の生成に寄与し得る状態、又は原子炉の中で核燃料物質を使用することに寄与し得る状態にある場合は、当該設備等を使用として扱うものとする。</p> <p>2. 前項の場合において、定期事業者検査等による設備等の使用の停止期間があるときで、当該定期事業者検査等の終了後使用が継続される状態にあるときは、当該設備等を使用として扱うものとする。</p> <p>3. 電気保修課長及び原子炉保修課長は、設備等の使用を開始する場合は、所管設備について、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行い、計量管理責任者に通知するものとする。</p> <p>4. 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合は、第 5 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">-12-</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 計 量 管 理 手 続</p> <p>(受入れ手続)</p> <p>第 88 条 電気保修課長及び機械保修課長は、設備等を各 A C A へ受入れる場合は、各 A C A への設備等の搬入が完了した時点をもって受入れが行われるものとし、所管設備について払出し者が発行した設備等に関する送り状等に基づき、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行い、計量管理責任者に通知するものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合は、当該設備等を保管として扱うものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、第 1 項の通知を受けた場合は、第 5 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(使用の開始の手続)</p> <p>第 89 条 計量管理責任者は、設備等が関与している原子炉において、当該設備等が核燃料物質の生成に寄与し得る状態、又は原子炉の中で核燃料物質を使用することに寄与し得る状態にある場合は、当該設備等を使用として扱うものとする。</p> <p>2. 前項の場合において、定期事業者検査等による設備等の使用の停止期間があるときで、当該定期事業者検査等の終了後使用が継続される状態にあるときは、当該設備等を使用として扱うものとする。</p> <p>3. 電気保修課長及び機械保修課長は、設備等の使用を開始する場合は、所管設備について、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行い、計量管理責任者に通知するものとする。</p> <p>4. 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合は、第 5 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">-12-</p>	<p style="text-align: center;">組 織 改 正 に 伴 う 変 更 (原子力発電所の保 関係組織の統合)</p>

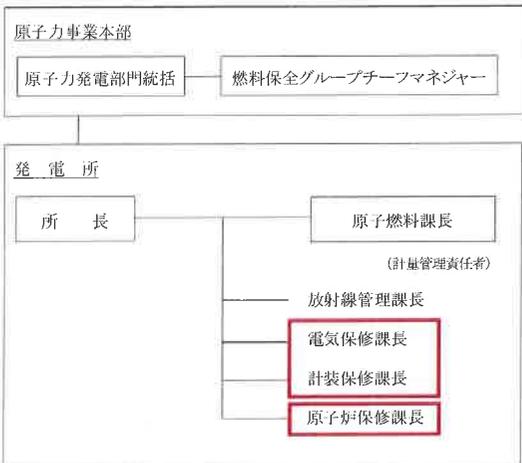
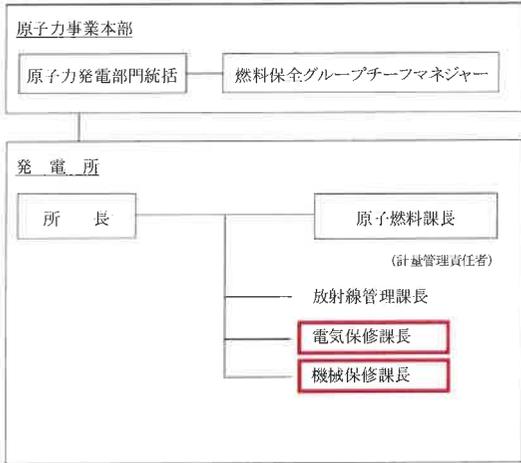
美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

現 行	変 更 後	備 考
<p>(保管の開始の手続)</p> <p>第 90 条 計量管理責任者は、第 88 条第 2 項に定める場合の他、設備等が使用以外の状態にある場合は、その設備等を保管として扱うものとする。</p> <p>2. 電気係修課長及び<u>原子炉係修課長</u>は、設備等の使用を中止し保管を開始する場合は、所管設備について、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行い、計量管理責任者に通知するものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合は、第 5 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(払出し手続)</p> <p>第 91 条 電気係修課長及び<u>原子炉係修課長</u>は、設備等を各 A C A から払出す場合は、各 A C A からの設備等の搬出が完了した時点をもって払出しが行われるものとし、当該所管設備に関する記録に基づき、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行い、計量管理責任者に通知するものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合は、払出す設備等を保管の扱いから払出すものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、第 1 項の通知を受けた場合は、第 5 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(廃棄の手続)</p> <p>第 92 条 計量管理責任者は、設備等が当該設備等に関する二国間原子力協定の適用外となり、在庫から削除することが可能であることの確認が得られた場合は、当該設備等を廃棄するものとする。</p> <p>2. 電気係修課長及び<u>原子炉係修課長</u>は、設備等を廃棄する場合は、所管設備について、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行い、計量管理責任者に通知するものとする。</p>	<p>(保管の開始の手続)</p> <p>第 90 条 計量管理責任者は、第 88 条第 2 項に定める場合の他、設備等が使用以外の状態にある場合は、その設備等を保管として扱うものとする。</p> <p>2. 電気係修課長及び<u>機械係修課長</u>は、設備等の使用を中止し保管を開始する場合は、所管設備について、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行い、計量管理責任者に通知するものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合は、第 5 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(払出し手続)</p> <p>第 91 条 電気係修課長及び<u>機械係修課長</u>は、設備等を各 A C A から払出す場合は、各 A C A からの設備等の搬出が完了した時点をもって払出しが行われるものとし、当該所管設備に関する記録に基づき、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行い、計量管理責任者に通知するものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合は、払出す設備等を保管の扱いから払出すものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、第 1 項の通知を受けた場合は、第 5 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(廃棄の手続)</p> <p>第 92 条 計量管理責任者は、設備等が当該設備等に関する二国間原子力協定の適用外となり、在庫から削除することが可能であることの確認が得られた場合は、当該設備等を廃棄するものとする。</p> <p>2. 電気係修課長及び<u>機械係修課長</u>は、設備等を廃棄する場合は、所管設備について、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行い、計量管理責任者に通知するものとする。</p>	<p>組織改正に伴う変更 (原子力発電所の保修 関係組織の統合)</p>

美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

現 行	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>《施行期日》 第 1 条 この規定は、2021年 6月25日から施行する。</p> <p>(燃料の照射後試験のために燃料集合体から燃料棒を引抜く場合の特例) 第 2 条 照射後試験のために燃料集合体から燃料棒を引抜く場合は、第12条第2項及び第13条第2項の適用を除外できる。この場合、引抜かれた燃料棒及び残りの引抜後燃料集合体は、別表第6(2)、別表第9(1)及び別表第10の脚注を適用するものとする。</p> <p>(輸送中の燃料集合体を他発電所にて仮置きする場合の特例) 第 3 条 自然災害等の発生に伴い、輸送中の燃料集合体を受入予定の発電所以外の発電所にて仮置きする場合は、第17条、第20条及び第45条の適用を除外できる。この場合、計量管理責任者は、仮置きのための受入れ終了後及び払出し終了後、すみやかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <p style="text-align: center;">-47-</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>《施行期日》 第 1 条 この規定は、 年 月 日から施行する。 2. 本規定施行の際、原子力発電所の保修関係組織の統合は3号炉の第26保全サイクルにおける核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査(定期事業者検査)を終了した日以降準備整い次第適用する。</p> <p>(燃料のバッチを組替える必要がある場合の特例) 第 2 条 燃料のバッチを組替える必要がある場合は、第12条第2項及び第13条第2項の適用を除外できる。この場合、当該燃料及び当該燃料から組替えたバッチは、別表第6(2)、別表第9(1)及び別表第10の脚注を適用するものとする。</p> <p>(輸送中の燃料集合体を他発電所にて仮置きする場合の特例) 第 3 条 自然災害等の発生に伴い、輸送中の燃料集合体を受入予定の発電所以外の発電所にて仮置きする場合は、第17条、第20条及び第45条の適用を除外できる。この場合、計量管理責任者は、仮置きのための受入れ終了後及び払出し終了後、すみやかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <p style="text-align: center;">-47-</p>	<p>附則の改正。 組織改正は3号炉第26回定期事業者検査終了後、準備が整い次第適用される。</p> <p>美浜1号炉破損燃料(W M1C34Y)のサンプル輸送による記載の適正化</p>

美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

現 行	変 更 後	備 考
<p>別表第2 計量管理組織（第6条、第53条、第80条関係）</p>  <p style="text-align: center;">-19-</p>	<p>別表第2 計量管理組織（第6条、第53条、第80条関係）</p>  <p style="text-align: center;">-19-</p>	<p>組織改正に伴う変更 （原子力発電所の保守 関係組織の統合）</p>

美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

現 行		変 更 後		備 考																																					
<p>(2) 燃料の照射後試験のために燃料集合体から燃料棒を引抜く場合 イ、当該燃料集合体</p>		<p>(2) 燃料のバッチを組替える必要がある場合 イ、当該燃料</p>		<p>美浜1号炉破損燃料(W M1C34Y)のサンプル輸 送による記載の適正化</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>KMP の符号</th> <th>在庫変動の 種類</th> <th>測定を 行う時期</th> <th>測定の内容</th> <th>ソースデータの種類及び内容 (当該燃料集合体ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>核的生成 核的損耗</td> <td>取出し時</td> <td>当該燃料集合体ごとの核燃料物質の核的生成量及び核的損耗量の確定</td> <td>(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量、化学組成 (3) 取出し日 (4) 燃焼度 (5) 取出し日時点での、計算された核的損耗としてのウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量並びに核的生成としてのプルトニウム元素重量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区分変更</td> <td>取出し時 又は リパッチング時</td> <td>当該燃料集合体ごとの区分変更される核燃料物質の種類及び数量の確認</td> <td>(1) 同定符号 (2) 取出し日又はリパッチング実施日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>核的損耗</td> <td>払出し時</td> <td>当該燃料集合体ごとのプルトニウム241の核的損耗量の確定</td> <td>(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量、化学組成 (3) 取出し日 (4) 燃焼度 (5) 払出し燃料集合体について計算された核的損耗としてのプルトニウム元素重量</td> </tr> </tbody> </table>	KMP の符号	在庫変動の 種類	測定を 行う時期		測定の内容	ソースデータの種類及び内容 (当該燃料集合体ごと)	2	核的生成 核的損耗	取出し時	当該燃料集合体ごとの核燃料物質の核的生成量及び核的損耗量の確定	(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量、化学組成 (3) 取出し日 (4) 燃焼度 (5) 取出し日時点での、計算された核的損耗としてのウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量並びに核的生成としてのプルトニウム元素重量		区分変更	取出し時 又は リパッチング時	当該燃料集合体ごとの区分変更される核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取出し日又はリパッチング実施日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量		核的損耗	払出し時	当該燃料集合体ごとのプルトニウム241の核的損耗量の確定	(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量、化学組成 (3) 取出し日 (4) 燃焼度 (5) 払出し燃料集合体について計算された核的損耗としてのプルトニウム元素重量	<table border="1"> <thead> <tr> <th>KMP の符号</th> <th>在庫変動の 種類</th> <th>測定を 行う時期</th> <th>測定の内容</th> <th>ソースデータの種類及び内容 (当該燃料ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>核的生成 核的損耗</td> <td>取出し時</td> <td>当該燃料ごとの核燃料物質の核的生成量及び核的損耗量の確定</td> <td>(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量、化学組成 (3) 取出し日 (4) 燃焼度 (5) 取出し日時点での、計算された核的損耗としてのウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量並びに核的生成としてのプルトニウム元素重量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区分変更</td> <td>取出し時 又は リパッチング時</td> <td>当該燃料ごとの区分変更される核燃料物質の種類及び数量の確認</td> <td>(1) 同定符号 (2) 取出し日又はリパッチング実施日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>核的損耗</td> <td>払出し時</td> <td>当該燃料ごとのプルトニウム241の核的損耗量の確定</td> <td>(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量、化学組成 (3) 取出し日 (4) 燃焼度 (5) 払出し燃料集合体について計算された核的損耗としてのプルトニウム元素重量</td> </tr> </tbody> </table>	KMP の符号	在庫変動の 種類	測定を 行う時期	測定の内容	ソースデータの種類及び内容 (当該燃料ごと)	2	核的生成 核的損耗	取出し時	当該燃料ごとの核燃料物質の核的生成量及び核的損耗量の確定	(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量、化学組成 (3) 取出し日 (4) 燃焼度 (5) 取出し日時点での、計算された核的損耗としてのウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量並びに核的生成としてのプルトニウム元素重量		区分変更	取出し時 又は リパッチング時	当該燃料ごとの区分変更される核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取出し日又はリパッチング実施日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量		核的損耗	払出し時	当該燃料ごとのプルトニウム241の核的損耗量の確定
KMP の符号	在庫変動の 種類	測定を 行う時期	測定の内容	ソースデータの種類及び内容 (当該燃料集合体ごと)																																					
2	核的生成 核的損耗	取出し時	当該燃料集合体ごとの核燃料物質の核的生成量及び核的損耗量の確定	(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量、化学組成 (3) 取出し日 (4) 燃焼度 (5) 取出し日時点での、計算された核的損耗としてのウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量並びに核的生成としてのプルトニウム元素重量																																					
	区分変更	取出し時 又は リパッチング時	当該燃料集合体ごとの区分変更される核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取出し日又はリパッチング実施日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量																																					
	核的損耗	払出し時	当該燃料集合体ごとのプルトニウム241の核的損耗量の確定	(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量、化学組成 (3) 取出し日 (4) 燃焼度 (5) 払出し燃料集合体について計算された核的損耗としてのプルトニウム元素重量																																					
KMP の符号	在庫変動の 種類	測定を 行う時期	測定の内容	ソースデータの種類及び内容 (当該燃料ごと)																																					
2	核的生成 核的損耗	取出し時	当該燃料ごとの核燃料物質の核的生成量及び核的損耗量の確定	(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量、化学組成 (3) 取出し日 (4) 燃焼度 (5) 取出し日時点での、計算された核的損耗としてのウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量並びに核的生成としてのプルトニウム元素重量																																					
	区分変更	取出し時 又は リパッチング時	当該燃料ごとの区分変更される核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取出し日又はリパッチング実施日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量																																					
	核的損耗	払出し時	当該燃料ごとのプルトニウム241の核的損耗量の確定	(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量、化学組成 (3) 取出し日 (4) 燃焼度 (5) 払出し燃料集合体について計算された核的損耗としてのプルトニウム元素重量																																					
-55-		-55-																																							

美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

現 行					変 更 後					備 考
										美浜1号炉破損燃料(W M1C34Y)のサンプル輸送による記載の適正化
KMP の符号	在庫変動 の種類	測定を 行う時期	測定の内容	ソースデータの種類及び内容 (当該燃料集合体ごと)	KMP の符号	在庫変動 の種類	測定を 行う時期	測定の内容	ソースデータの種類及び内容 (当該燃料ごと)	
3	払出し	払出し時	当該燃料集合体ごとの核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取だし日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量	3	払出し	払出し時	当該燃料ごとの核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取だし日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量	
C	—	削除し時	当該燃料集合体ごとの核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取だし日 (3) 燃焼度 (4) 取だし日時点での、計算されたウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量	C	—	標印し時	当該燃料ごとの核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取だし日 (3) 燃焼度 (4) 取だし日時点での、計算されたウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量	
-56-					-56-					

美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

現 行		変 更 後		備 考
ロ、引抜いた燃料棒		ロ、当該燃料から組替えたバッチ		美浜1号炉破損燃料(W M1C34Y)のサンプル輸送による記載の適正化
KMPPの符号	在庫変動の種類 測定を行う時期	測定の内容	ソースデータの種類及び内容 (引抜いた燃料棒ごと)	
2	核的生成 核的損耗	取出し時 引抜き燃料棒ごとの核燃料物質の核的生成量及び核的損耗量の確定	(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量、化学組成 (3) 取出し日 (4) 燃焼度 (5) 取出し日時点での、計算された核的損耗としてのウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量並びに核的生成としてのプルトニウム元素重量	
	区分変更 取出し時又はリパッチング時	引抜き燃料棒ごとの区分変更される核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取出し日又はリパッチング実施日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量	
	核的損耗 払出し時	引抜き燃料棒ごとのプルトニウム241の核的損耗量の確定	(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量、化学組成 (3) 取出し日 (4) 燃焼度 (5) 払出し燃料集合体について計算された核的損耗としてのプルトニウム元素重量	
-57-		-57-		

美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

現 行		変 更 後		備 考																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>KMP の符号</th> <th>在庫変動 の種類</th> <th>測定を 行う時期</th> <th>測定の内容</th> <th>ソースデータの種類及び内容 (引抜いた燃料棒ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>払出し</td> <td>払出し時</td> <td>引抜き燃料棒ごとの核燃料物質の種類及び数量の確認</td> <td>(1) 同定符号 (2) 取出し日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>—</td> <td>棚卸し時</td> <td>引抜き燃料棒ごとの核燃料物質の種類及び数量の確認</td> <td>(1) 同定符号 (2) 取出し日 (3) 燃焼度 (4) 取出し日時点での、計算されたウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量</td> </tr> </tbody> </table>		KMP の符号	在庫変動 の種類	測定を 行う時期	測定の内容	ソースデータの種類及び内容 (引抜いた燃料棒ごと)	3	払出し	払出し時	引抜き燃料棒ごとの核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取出し日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量	C	—	棚卸し時	引抜き燃料棒ごとの核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取出し日 (3) 燃焼度 (4) 取出し日時点での、計算されたウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量	<table border="1"> <thead> <tr> <th>KMP の符号</th> <th>在庫変動 の種類</th> <th>測定を 行う時期</th> <th>測定の内容</th> <th>ソースデータの種類及び内容 (当該燃料から組替えたバッチごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>払出し</td> <td>払出し時</td> <td>当該燃料から組替えたバッチごとの核燃料物質の種類及び数量の確認</td> <td>(1) 同定符号 (2) 取出し日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>—</td> <td>棚卸し時</td> <td>当該燃料から組替えたバッチごとの核燃料物質の種類及び数量の確認</td> <td>(1) 同定符号 (2) 取出し日 (3) 燃焼度 (4) 取出し日時点での、計算されたウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量</td> </tr> </tbody> </table>		KMP の符号	在庫変動 の種類	測定を 行う時期	測定の内容	ソースデータの種類及び内容 (当該燃料から組替えたバッチごと)	3	払出し	払出し時	当該燃料から組替えたバッチごとの核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取出し日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量	C	—	棚卸し時	当該燃料から組替えたバッチごとの核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取出し日 (3) 燃焼度 (4) 取出し日時点での、計算されたウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量	<p>美浜1号炉破損燃料(W M1C34Y)のサンプル輸送による記載の適正化</p>
KMP の符号	在庫変動 の種類	測定を 行う時期	測定の内容	ソースデータの種類及び内容 (引抜いた燃料棒ごと)																														
3	払出し	払出し時	引抜き燃料棒ごとの核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取出し日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量																														
C	—	棚卸し時	引抜き燃料棒ごとの核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取出し日 (3) 燃焼度 (4) 取出し日時点での、計算されたウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量																														
KMP の符号	在庫変動 の種類	測定を 行う時期	測定の内容	ソースデータの種類及び内容 (当該燃料から組替えたバッチごと)																														
3	払出し	払出し時	当該燃料から組替えたバッチごとの核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取出し日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量																														
C	—	棚卸し時	当該燃料から組替えたバッチごとの核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取出し日 (3) 燃焼度 (4) 取出し日時点での、計算されたウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量																														

美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

現 行	変 更 後	備 考																								
<table border="1" data-bbox="313 430 873 853"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記 録 時 期</th> <th>保 存 期 間</th> <th>記 録 の 根 拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 3. リバッチング (1) M B A名 (2) リバッチングの実施日 (3) K M P名 (4) 変更前後のバッチ符号 (5) バッチ単位体数 (6) バッチの物理的、化学的形狀等の略号 (7) 核燃料物質の種類 (8) 核燃料物質の種類ごとの元素重量及び核分裂性物質重量 (9) 測定の方法 (10) 供給当事業別管理区分 (11) 供給当事業別管理区分ごとの元素重量及び核分裂性物質重量 </td> <td>リバッチングの都度</td> <td>10年</td> <td>法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 3号 第4条 第4項 第4条 第5項 第4条 第8項 施設付属書</td> </tr> <tr> <td> 4. 物質収支 (1) M B A名 (2) 核燃料物質の収支を集計した期間 (3) 期首在庫量 (4) 核燃料物質の収支を集計した期間における在庫変動の原因及び在庫変動量 (5) 期末在庫量 </td> <td>棚卸し時</td> <td>5年</td> <td>施設付属書</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="302 858 846 896">注) ※1印の事項は、燃料集合体にだけ適用。 ※2印の事項は、燃料集合体及び照射後試験のために燃料集合体から燃料棒を引抜く場合に適用。</p>	記 録 事 項	記 録 時 期	保 存 期 間	記 録 の 根 拠	3. リバッチング (1) M B A名 (2) リバッチングの実施日 (3) K M P名 (4) 変更前後のバッチ符号 (5) バッチ単位体数 (6) バッチの物理的、化学的形狀等の略号 (7) 核燃料物質の種類 (8) 核燃料物質の種類ごとの元素重量及び核分裂性物質重量 (9) 測定の方法 (10) 供給当事業別管理区分 (11) 供給当事業別管理区分ごとの元素重量及び核分裂性物質重量	リバッチングの都度	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 3号 第4条 第4項 第4条 第5項 第4条 第8項 施設付属書	4. 物質収支 (1) M B A名 (2) 核燃料物質の収支を集計した期間 (3) 期首在庫量 (4) 核燃料物質の収支を集計した期間における在庫変動の原因及び在庫変動量 (5) 期末在庫量	棚卸し時	5年	施設付属書	<table border="1" data-bbox="1086 430 1646 853"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記 録 時 期</th> <th>保 存 期 間</th> <th>記 録 の 根 拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 3. リバッチング (1) M B A名 (2) リバッチングの実施日 (3) K M P名 (4) 変更前後のバッチ符号 (5) バッチ単位体数 (6) バッチの物理的、化学的形狀等の略号 (7) 核燃料物質の種類 (8) 核燃料物質の種類ごとの元素重量及び核分裂性物質重量 (9) 測定の方法 (10) 供給当事業別管理区分 (11) 供給当事業別管理区分ごとの元素重量及び核分裂性物質重量 </td> <td>リバッチングの都度</td> <td>10年</td> <td>法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 3号 第4条 第4項 第4条 第5項 第4条 第8項 施設付属書</td> </tr> <tr> <td> 4. 物質収支 (1) M B A名 (2) 核燃料物質の収支を集計した期間 (3) 期首在庫量 (4) 核燃料物質の収支を集計した期間における在庫変動の原因及び在庫変動量 (5) 期末在庫量 </td> <td>棚卸し時</td> <td>5年</td> <td>施設付属書</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1075 858 1534 896">注) ※1印の事項は、燃料集合体にだけ適用。 ※2印の事項は、燃料集合体及び燃料のバッチを組替える必要がある場合に適用。</p>	記 録 事 項	記 録 時 期	保 存 期 間	記 録 の 根 拠	3. リバッチング (1) M B A名 (2) リバッチングの実施日 (3) K M P名 (4) 変更前後のバッチ符号 (5) バッチ単位体数 (6) バッチの物理的、化学的形狀等の略号 (7) 核燃料物質の種類 (8) 核燃料物質の種類ごとの元素重量及び核分裂性物質重量 (9) 測定の方法 (10) 供給当事業別管理区分 (11) 供給当事業別管理区分ごとの元素重量及び核分裂性物質重量	リバッチングの都度	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 3号 第4条 第4項 第4条 第5項 第4条 第8項 施設付属書	4. 物質収支 (1) M B A名 (2) 核燃料物質の収支を集計した期間 (3) 期首在庫量 (4) 核燃料物質の収支を集計した期間における在庫変動の原因及び在庫変動量 (5) 期末在庫量	棚卸し時	5年	施設付属書	<p data-bbox="1724 853 2027 949">美浜1号炉破損燃料(W M1C34Y)のサンプル輸送による記載の適正化</p>
記 録 事 項	記 録 時 期	保 存 期 間	記 録 の 根 拠																							
3. リバッチング (1) M B A名 (2) リバッチングの実施日 (3) K M P名 (4) 変更前後のバッチ符号 (5) バッチ単位体数 (6) バッチの物理的、化学的形狀等の略号 (7) 核燃料物質の種類 (8) 核燃料物質の種類ごとの元素重量及び核分裂性物質重量 (9) 測定の方法 (10) 供給当事業別管理区分 (11) 供給当事業別管理区分ごとの元素重量及び核分裂性物質重量	リバッチングの都度	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 3号 第4条 第4項 第4条 第5項 第4条 第8項 施設付属書																							
4. 物質収支 (1) M B A名 (2) 核燃料物質の収支を集計した期間 (3) 期首在庫量 (4) 核燃料物質の収支を集計した期間における在庫変動の原因及び在庫変動量 (5) 期末在庫量	棚卸し時	5年	施設付属書																							
記 録 事 項	記 録 時 期	保 存 期 間	記 録 の 根 拠																							
3. リバッチング (1) M B A名 (2) リバッチングの実施日 (3) K M P名 (4) 変更前後のバッチ符号 (5) バッチ単位体数 (6) バッチの物理的、化学的形狀等の略号 (7) 核燃料物質の種類 (8) 核燃料物質の種類ごとの元素重量及び核分裂性物質重量 (9) 測定の方法 (10) 供給当事業別管理区分 (11) 供給当事業別管理区分ごとの元素重量及び核分裂性物質重量	リバッチングの都度	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 3号 第4条 第4項 第4条 第5項 第4条 第8項 施設付属書																							
4. 物質収支 (1) M B A名 (2) 核燃料物質の収支を集計した期間 (3) 期首在庫量 (4) 核燃料物質の収支を集計した期間における在庫変動の原因及び在庫変動量 (5) 期末在庫量	棚卸し時	5年	施設付属書																							

美浜発電所 計量管理規定 変更前後比較表

現 行

変 更 後

備 考

別表第10 運転記録（第42条、第44条関係）

記 録 事 項	記録時期・頻度	保存期間	記 録 の 根 拠
※1 1. 核燃料物質の量及び組成の変化を決定する運転データ (4) 燃料集合体の配置（バッチごと）	保管又は貯蔵時の配置又は配置替えの都度	原子炉： 取出し後10年 その他：5年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 6号、17号 第4条 第4項 施設付属書
② 毎日の積算熱出力	月末	5年	施設付属書
③ 原子炉の停止日及びその期間	その都度	5年	施設付属書
2. 制御しのためにとった手続きに関する事項（実施日、内容及びその結果等）	制御し実施後	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第6項 施設付属書
3. 事故損失の原因及びその事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置に関する事項（発生日、内容及びその結果等）	事故損失の都度	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第6項 施設付属書
※1 4. 原子炉への燃料の種類別の挿入量及び供給当量別管理区分（バッチごと）	挿入の都度	取出し後10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 2号 第4条 第4項 第4条 第8項
※1 5. 使用済燃料の種類別の取出し量及び供給当量別管理区分（バッチごと）	取出しの都度	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 4号 第4条 第4項 第4条 第8項
※2 6. 払出す使用済燃料の取出しから払出しまでの期間（バッチごと）	払出しの都度	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 7号 第4条 第4項
7. 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び線量	原子炉に燃料が裝荷されている場合連続して※3	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 15号
8. 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中1時間ごと	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 16号
9. 運転開始、緊急遮断及び運転停止の時刻	開始・遮断又は停止の都度	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 19号

注) ※1印の事項は、燃料集合体だけに適用。
 ※2印の事項は、燃料集合体及び燃料及試験のために燃料集合体から燃料棒を引抜く場合に適用。
 ※3印の事項は、記録可能な状態において連続して記録を作成することを意味しており、設備の点検・故障等により記録不能な期間を除く。

別表第10 運転記録（第42条、第44条関係）

記 録 事 項	記録時期・頻度	保存期間	記 録 の 根 拠
※1 1. 核燃料物質の量及び組成の変化を決定する運転データ (4) 燃料集合体の配置（バッチごと）	保管又は貯蔵時の配置又は配置替えの都度	原子炉： 取出し後10年 その他：5年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 6号、17号 第4条 第4項 施設付属書
② 毎日の積算熱出力	月末	5年	施設付属書
③ 原子炉の停止日及びその期間	その都度	5年	施設付属書
2. 制御しのためにとった手続きに関する事項（実施日、内容及びその結果等）	制御し実施後	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第6項 施設付属書
3. 事故損失の原因及びその事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置に関する事項（発生日、内容及びその結果等）	事故損失の都度	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第6項 施設付属書
※1 4. 原子炉への燃料の種類別の挿入量及び供給当量別管理区分（バッチごと）	挿入の都度	取出し後10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 2号 第4条 第4項 第4条 第8項
※1 5. 使用済燃料の種類別の取出し量及び供給当量別管理区分（バッチごと）	取出しの都度	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 4号 第4条 第4項 第4条 第8項
※2 6. 払出す使用済燃料の取出しから払出しまでの期間（バッチごと）	払出しの都度	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 7号 第4条 第4項
7. 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び線量	原子炉に燃料が裝荷されている場合連続して※3	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 15号
8. 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中1時間ごと	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 16号
9. 運転開始、緊急遮断及び運転停止の時刻	開始・遮断又は停止の都度	10年	法律 第61条の7 国規則 第4条 第1項 19号

注) ※1印の事項は、燃料集合体だけに適用。
 ※2印の事項は、燃料集合体及び燃料のバッチを組替える必要がある場合に適用。
 ※3印の事項は、記録可能な状態において連続して記録を作成することを意味しており、設備の点検・故障等により記録不能な期間を除く。

美浜1号炉破損燃料(W
M1C34Y)のサンプル輸
送による記載の適正化